



# 国労西日本

NO. 222

国労西日本本部

発行責任者 田中 守  
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る  
職場風土へ  
変える先頭に

**安全・安心のために労働条件の改善を！**

## 労働協約改訂交渉

**これが我々の要求だ！**

労働協約（2013年9月18日締結）

労働条件部分の改正について（前号続き）

4. 勤務については本人希望を尊重すること。

**VII. 契約社員の待遇改善等に関する要求**

1. 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由等を本人にフィードバックすること。
2. 更新を希望する者については全員雇用を継続すること。
3. 勤務については本人希望を尊重すること。
4. 福利厚生及び年次有給休暇等については社員と同等とすること。（養生休暇・社宅・寮・購入券等）
5. 職務乗車証を地域線以上とすること。

**VIII. 新昇進・賃金制度に関する要求**

1. 試験偏重の考え方を改め、進級試験については原則標準年数で合格する仕組みとすること。
2. 進級試験の専門科目について公正・公平を担保することから試験実施後その試験問題、模範解答、合格基準を開示すること。
3. 進級試験実施後の不合格者については、本人に対し、否の理由を明確にフィードバックすること。
4. 「昇進・賃金制度の改正に関する協定」の議事録確認に基づき、評価制度について、きめ細やかな納得性のあるフィードバックを行なうこと。

**IX. 制服に関する要求**

1. 制服について、貸与数及び生地等について見直しを図ること。貸与数については、各系統の実態を踏まえて見直しを図ること。
2. 接客盛夏シャツ着用期間は、全社員ネクタイ不着用とすること。
3. 長袖シャツについても半袖と同様に「ボタンダウン」とし、ネクタイ不着用条件を半袖シャツと同様とすること。
4. マイク等の入れやすいポケットを増やすこと。また、ポシェットを必要とする社員に貸与すること。

以上



労働協約（2013年9月18日締結）

乗務員勤務制度等の改正について

1. 労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとする。また、行先地の時間のうち、折り返し準備時間を除いた時間はすべてC加給の対象時間とすること。
2. 乗務割交替作成において超勤前提としないこと。1勤務の労働時間は1日所定労働時間内で行路を作成すること。深夜帯の乗務を2時間以上含む場合は12時間とすること。
3. 勤務は交番順序表に明示された順序で作成すること。
4. 勤務については、毎月25日に翌月分を指定するとともに、翌々月分の休日を指定し、公表すること。
5. 拘束時間は、1暦日勤務8時間、2暦日は20時間を限度とし、事実上2泊3日となるような行路は設定しないこと。
6. 在宅休養時間については次のとおりとすること。
  - (1) 1勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。
  - (2) 休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は68時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は17時までに設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。
  - (3) 事故等における列車遅延の場合、次勤務までの在宅休養時間は十分に確保すること。
7. 21時以降7時以前には始・終業時刻を設けないこと。
8. 深夜帯に乗務となる行路の出勤時刻は、10時以降に設定すること。
9. 出勤時刻から到着点呼までの拘束時間を12時間以内、非番となる日は発点呼から退出時刻までの拘束時間を6時間以内とし、退出は午前中とすること。
10. 準備時間については、動力車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を、列車乗務員は乗務前60分と乗務後30分を確保すること。
11. 折り返し準備時間については、動力車乗務員は乗務前30分以上と乗務後20分以上を確保し、列車乗務員は乗務の前後30分以上を確保すること。
12. 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにすること。
13. 準備時間及び折り返し準備時間は列車の駅発時刻からとすること。準備時間及び折り返し準備時間は列車の駅発時刻からではなく、車両の入換・転線開始時刻からとすること。

14. 出区時の時間は、入換開始時刻又はホーム出区の場合は発時刻から13分前に積算し出区時間は、車種及び両数を勘案して余裕のある充分な時間を確保すること。
- また、出入区点検時間は次のとおりとすること。
- (1) EC・DCⅡ出区は20分のほか1両3分(ワンマンカーの場合は1両6分)を加算した時分とすること。
- 入区は10分のほか1両1分を加算した時分とすること。
- なお、交直流電車(ベビコン搭載車)は10分を加算すること。
- (2) EL出区は1両につき30分、DL出区は40分、入区は1両につき10分の時分とすること。
15. 行先地の休養時間については、到着点呼から発点呼まで連続7時間を確保すること。
16. 折り返し時間は両数に応じた余裕のある時間を確保すること。
17. 食事時間は7時、12時、18時の前後に着・着6分以上を確保すること。
18. 1勤務の乗務効率は50%以下とすること。
19. 1継続連続乗務の限度は運転士・車掌共に2時間以内とする。
20. 臨行路は本行路に組み入れないこと。やむを得ない場合は臨時作業とすること。
21. 訓練日については生活設計を配慮し、2ヶ月前に計画、公表し、希望をもとに指定すること。また、変更の場合の取り扱いは簡素化すること。
22. 訓練を時間外で行う場合は現地までの往復時間を労働時間とすること。
23. 予熱暖房は原則として行わないこと。
24. 災害時等の勤務は次のとおりとすること。
- (1) 行先地または途中において暦日以上にわたって帰着不能となり乗務(便乗含む)しなかった場合、すべての時間を労働時間とすること。
- (2) 前泊となる場合は全時間を労働時間とすること。
- (3) やむを得ず長時間の勤務となった場合や睡眠時間が4時間以下になる場合は代替要員を確保すること。代替要員は所要員化すること。
25. 列車の運転時刻については、安全性を向上させるために、余裕時間を設けること。特急列車及び新快速は、最高速度を10km/h下げた運転時分で設定すること。
26. 運転適性検査の臨時クレペリン検査の間近で定期検査に合格した場合、臨時検査は省略すること。
27. 適性検査及び定期健康診断については、変形7d勤務とすること。
28. 3年毎の定期研修の知識・技能確認の可否は廃止すること。
29. 乗務員勤務制度32条を全文削除すること。
30. 運転士、車掌との列車番号知照、無線機通話試験等の時間を確保するため、折り返し準備時間に3分加えること。
31. 車発機座席データ出力のため、準備時間及び折り返し準備時間に5分を加算すること。
32. 便列車便乗で入区する場合の準備時間は、駅到着時からではなく、点呼区所への到着時刻からとすること。
33. アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、2暦日不参としないこと。
34. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。
35. 客室乗務員は運転取扱業務に従事することのないようにすること。
36. 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び9両以上は車掌の増乗を行うこと。
37. 携帯品については車載とすること。
38. チーム制については本来の趣旨に戻すこと。定期的に再編すること。

## 毎月続く国労加入

# 7月24日付

## 近畿地方本部で 青年労働者が加入

働きやすい環境・労働条件を共に作るため、  
勇気をもって決意した仲間の期待に応え、  
さらに「国労へ加入を」の声かけと  
組織拡大に全力をあげよう！

31. 車発機座席データ出力のため、準備時間及び折り返し準備時間に5分を加算すること。
  32. 便列車便乗で入区する場合の準備時間は、駅到着時からではなく、点呼区所への到着時刻からとすること。
  33. アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、2暦日不参としないこと。
  34. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。
  35. 客室乗務員は運転取扱業務に従事することのないようにすること。
  36. 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び9両以上は車掌の増乗を行うこと。
  37. 携帯品については車載とすること。
  38. チーム制については本来の趣旨に戻すこと。定期的に再編すること。
- 以上

「がん」の保障 <<生きるためのがん保険Days(デイズ)>>			「生きる」を創る。Afiac				
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合			◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)				
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円					
	診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円				
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円				
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円				
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円				
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円				
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の場合 1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ 通算600万円まで)				
	抗がん剤治療給付金		5万円				
	プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)					
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。							
			<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 <募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F <引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95				
			AF007-2011-0186 4月25日				